

出店者の方へのお願いと注意事項

◎申込みについて

- 日向商工会議所(日向市上町3-15 TEL 0982-52-5131)へ直接お越しいただき
申込書にご記入及び出店料をお支払いしてください。
※出店スペースは1区画 2.0m*2.0m程度 ※出店料は¥2,000/1区画 ※共同の出店でも可能です
- 申込みの際後日必ず連絡が取れる連絡先(携帯電話・ご自宅)の記入を行ってください
【※ご記入いただいた連絡先につきましては本事業以外には使用いたしません】
【※イベント開催後、当会にて責任を持って破棄させていただきます】
- 申込みの際、くじ引きを行っていただき、申込書とともにスマホ等で写真撮影を行っていただきます
※開催当日は申込書の半券をご持参いただきます ※紛失等の場合はスマホ等の写真を係に提示ください
- 当会の指定方法以外での申し込み、お支払いを希望される方は出店できません

◎当日受付・商品搬入・搬出について

- 開催当日駐車場付近で駐車場係より番号札を2枚預かり搬入場所へ移動してください
1枚は車の目立つ位置(ダッシュボード等)、もう1枚は会場までご持参ください
- 混雑を防ぐため搬入口に停車したら、該当スペースに荷物の移動のみ行い
荷下ろし後は速やかに西側駐車場へ駐車してください
- 開催時間は10時～15時としておりますが、出店者の搬入は9時より開始できます※先着順に案内
※15時以前での商品撤去、片付けもできますが、撤去後の清掃は各店舗必ず行ってください
※商品撤去後区画内・周辺の最終チェックをスタッフとともにを行い終了となります

◎出店申込の際にご了承いただく内容

- 施設屋内での出店の場合には施設資料ルールに則りスタッフ、施設事務局の指示に従ってください
※万が一、施設内(備品等含む)の損傷、破損があった場合は修繕費のご負担をお願いします
- 施設屋内は飲食禁止となります。 軒下や飲食ブースでの飲食を行ってください
- 未成年(高校生含む)のみの出店はお断りします※必ず保護者同伴してください
※必要に応じて身分証明書の提示をお願いする場合があります
- 出店位置はくじ引きで決定します※複数・隣同士の区画をご希望の際は受付時のみ受け付けます
※複数区画・隣同士での出店ご希望の場合は連続した区画となります
- 当日個人的な要望や苦情は受け付けません※混乱を招き、円滑な進行を妨げとなります
- 高額と思われる物品や保証のない家電製品・精密機械などには十分な説明を行い、
後日の連絡先や領収書を発行してください
- 自身の出店区画及びその周辺は細かなゴミまで必ず清掃を行い、ゴミはご自宅で処分してください
放置や施設内のゴミ箱などの使用、帰宅途中の投棄は厳禁です
- 小さなお子様は目を離さないようにしてください
短時間であっても車の中で待機はさせないでください
- 会場での物品、金銭のやり取り事故などは当事者の責任に於いて行ってください
- 盗難や万引きなどの弁済責任を当会では負いませんので出店者の責任に於いて管理してください
- スタッフ、警備員の指示には従ってください
- 基本的な感染症対策は行いますが、各自感染症対策を行ってください

◎出店ができないもの【禁止事項】

- 社会通念上不適当と思われるもの及び、法律・関係諸条例に抵触する物品の持込・販売行為
- 高級品・高級嗜好品、偽ブランド品や海賊版コピー商品などの違法商品、盗品、
危険物、生き物、飲食品全般、医薬品の販売行為及び掛け売り行為
- 会期中に他の出店者から購入したものを自分の出店区画で販売する行為
- 区画のはみだし及び強引な販売行為
- 主催者(日向商工会議所青年部)が不適当と判断したものの販売、行為

◎新型コロナウィルス感染症拡大防止についての注意事項

屋内外ともに施設利用中について

- 屋内外ともにマスクの着用が必要です。※マスクのない方は入場お断りします
- 入場口にて検温チェック(非接触)させていただきます
※37.5℃以上の方、体調の悪い方の入場お断りします
- 入場口にて消毒台を設置しますので、こまめな手洗い、手指消毒をお願いします
- お金の受け渡しの際は、なるべくトレイなどを使用して下さい
- 値段交渉などの際にはマスクは外さず、最小限の会話でお願いします。
- イベント開催中は適宜、場内アナウンスで手指の消毒を促しますので、手指の消毒を行ってください

◎イベント開催を中止する場合や返金について

出店者の募集期間は令和5年1月6日17時まで※定員に達した場合は早めに打ち切ります
令和4年12月月26日17時までの出店者からの申し出による出店解約については返金対応します
※解約の際には必ず領収書を日向商工会議所へ持参ください
12月27日以降の出店者からの申し出による出店解約については返金対応できません
新型コロナウィルスの感染拡大に伴い、行政より中止命令が発令された場合には中止します
※行政より中止命令が発令された場合は返金対応します
※必ず令和5年1/31までに領収書を日向商工会議所へ持参ください
雨天決行・荒天中止※中止の際は申込書に記載にがある電話番号へお電話を差し上げます